

一般社団法人日本ガルチェン協会 定款

令和 2 年 3 月 22 日 作 成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ガルチェン協会と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、仏教の研究と布教を実現することを目的とする。

当法人は、この目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1．仏教研修会の開催
- 2．仏教経典の翻訳
- 3．その他前各項の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示してする。

第2章 社 員

(社 員)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、社員総会の承認を得なければならない。

(社員名簿)

第7条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第8条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- 1 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社すること

ができる。

- 2 死亡
- 3 総社員の同意
- 4 除名

社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

（招集）

第9条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、他の理事の過半数の合意により、これを招集する。

社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

（招集手続の省略）

第10条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議長）

第11条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、他の理事の過半数の合意により決定する。

（決議の方法）

第12条 社員は各1個の議決権を有する。

社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第13条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。

ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第15条 当法人の理事の員数は、1名以上とする。

(理事の資格)

第16条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

(理事の選任の方法)

第17条 当法人の理事の選任は、社員総会において出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第18条 当法人に理事が2人以上いるときは、前条の社員総会によって代表理事1人を選定するものとする。

(理事の任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 会員

(会員)

第21条 当法人には社員とは別途に、本法人の事業に賛同・協力する者を「会員」として置くことができ、会員については別途定める「会則」に基づき

管理され、会則に基づく会費を支払うものとする。

(会員の種別)

第22条 当法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人

2 当法人の会員は、一般法人法上の社員と異なり、社員総会における議決権を有しないものとする。

3 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退会)

第23条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して申請をするものとする。

(除名)

第24条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは理事の過半数の合意に基づく代表理事の決定により、その会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第25条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 理事全員の同意があったとき。

第6章 基金

(基金の拠出)

第26条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとし、基金債権は他の債権者に劣後する債権とする。

(基金の募集)

第27条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事の過半数の合意により決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第28条 拠出された基金は、当法人が解散し、清算手続きが完了するまでは返還しない。

(基金の返還の手続)

第29条 当法人解散後の清算手続きでもって、他の債権者への弁済を全て完了してなお残余がある場合にのみ、定時社員総会における決議を経た後、理事の過半数の合意により決定したところに従って行う。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 本定款は社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第31条 当法人は、次の事由により解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 破産手続きの決定
- (4) その他法令で定める事由

(残余財産)

第32条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、類似の目的を有する公益社団法人もしくは公益財団法人に贈与されるものとする。

第8章 計 算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から2月末日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第34条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第35条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第36条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 住所 滋賀県大津市松原町10番10-204号

氏名 野田俊作

設立時社員 住所 大阪市住之江区西住之江1丁目3番2-1004号

氏名 中村英一朗

設立時社員 住所 京都市上京区堀川通一条上る晴明町823番地2

アベルティ堀川一条703号

氏名 中井亜由美

設立時社員 住所 滋賀県大津市松原町10番10-204号

氏名 野田文子

(設立時の役員)

第37条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 野田俊作

設立時理事 中村英一朗

設立時理事 中井亜由美

(設立時の代表理事)

第38条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

住所 滋賀県大津市松原町10番10-204号
設立時代表理事 野田俊作

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から翌年2月末日までとする。

(定款に定めのない事項)

第40条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本ガルチェン協会を設立するため、設立時社員全員の定款作成代理人である司法書士長田弘子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和2年3月22日

設立時社員 野田俊作

設立時社員 中村英一郎

設立時社員 中井亜由美

設立時社員 野田文子

上記設立時社員の定款作成代理人

大阪市住之江区西住之江一丁目11番6号

司法書士 長田弘子